

静岡県告示第36号の2

静岡県薬物の濫用の防止に関する条例（平成26年静岡県条例第90号）第14条第1項の規定に基づき、知事指定薬物として次のとおり指定したので、同条第2項の規定に基づき告示する。

令和7年1月24日

静岡県知事 鈴木康友

1 知事指定薬物の名称

物質名	適用年月日
2-（エチルアミノ）-2-（2-フルオロフェニル）シクロヘキサン-1-オン及びその塩類（通称名2F-NENDCK、2F-2OXO-PCE、2-FXE、2-fluorodeschloro-N-ethyl-ketamine）	令和7年1月25日
2-〔（4-メトキシフェニル）メチル〕-5-ニトロ-1-〔2-（ピロリジン-1-イル）エチル〕-1H-ベンゾ[d]イミダゾール及びその塩類（通称名Metonitazepyne、N-Pyrrolidino Metonitazene）	令和7年1月25日
（8R）-6-アリル-1-（シクロプロパンカルボニル）-N，N-ジエチル-9，10-ジデヒドロエルゴリン-8-カルボキシアミド及びその塩類（通称名1cP-AL-LAD）	令和7年1月25日
（8R）-1-（シクロプロパンカルボニル）-N-メチル-N-（プロパン-2-イル）-6-メチル-9，10-ジデヒドロエルゴリン-8-カルボキシアミド及びその塩類（通称名1cP-MiPLA、1cP-MIPLA）	令和7年1月25日

2 指定の理由

人の身体に使用された場合に、興奮、幻覚、陶酔等の作用を人の精神に及ぼし、さらに、これらが濫用されるおそれがあると認められるため。